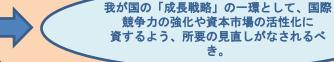
「成長戦略」としての企業法制見直しの必要性

平成18年の会社法施行後の社会経済情勢の変化

- ◆ 国内に多数のプレイヤー・・・産業構造の新陳代謝メカニズムが不足、低収益体質が温存。
- ◆ 新しい形態の「選択と集中」・・・外部の経営資源を活用する戦略的ビジネスモデルの勃興。
- ◆ 国際金融危機・・・変化に対応しつつ、安定的な事業環境を保障する「ぶれない」企業法制が必要。



企業の組織再編・M&Aの支援

問題点

- ◆ 制度として存在するものの、複雑な手続や過大なコストを要するため、十分に活用されていないものがある。
- ◆ 組織再編時の株式買取請求等による会社財産の流出、 株主保護を巡る紛争の多発のおそれがある。

提案

選択肢の多様化

- 自社株対価TOBの利用促進
- ~ 買付会社役員及び応募株主の填補責任を軽減。
- スクイーズアウト・セルアウト制度の創設
 - ~ 完全子会社化に総会を省略、安全迅速な手続。
- 会社による選択的対価制度の創設
 - ~ 外国人株主比率の高い会社のM&Aコストを軽減。
- 事業譲渡の際の許認可承継
 - ~ 許認可承継にかかる時間とコストを軽減。

株主保護手続の再構築

- 株式買取請求権制度の見直し
 - ・現金株式交換親会社など、株主の持分権に影響がない 組織再編について、株主総会及び買取請求権を廃止。
 - ・簡易合併など、株主に及ぼす影響が軽微な組織再編に ついて、買取請求権を廃止。
 - ・株主総会後に株式を取得した者などに買取請求権がないことを明文化。
 - ・商事法定利率(6%)の負担軽減。
- 商事・金融高等裁判所(仮称)の創設
 - ~ 東京、大阪などに会社法・金商法関連の控訴審の集中部を設け、判例を統一。

グループ総合力を生かした経営の推進

問題点

- ◆ 実態としてグループ経営が浸透しているものの、会社 法としては単体が原則。
- ◆ 経営の機動性が損なわれたり、親子間の責任所在が不明確になるおそれがある。

提案

グループ経営の合理化

- 法人選任取締役
- ~ 親会社から子会社に取締役を派遣する場合の個別の 総会承認を省略。権限と責任を明確化。
- グループ・ガバナンス
 - ~ 完全子会社については、親会社の監査役が子会社の 監査を行うことができることとする。
- グループ配当金
- ~ 子会社に分配可能額があれば親株主に配当可能と し、為替変動等でも減配にならないようにする。
- グループ会計開示
- ~ 会計開示に関する負担軽減の手当。

株主保護制度の検討

投資を引き出し、取引を活性化するため、グループ経営に関連する株主保護制度を棚卸し整理し、不足を補うことで、企業・投資家双方の予見可能性を向上させる。

● 上からの規律(親会社株主保護)

~ 子会社担当役員選任など親会社を通じたガバナンス により投資を引き出す自主的な取り組みが期待され る。

● 下からの規律(子会社株主保護)

~ 支配株主登場時の少数株主退出制度を検討。親子間 の取引を把握可能とし、任意の措置により親会社の権 限と責任を明確化、子会社への投資を引き出す。

コーポレート・ガバナンス向上による 「変化対応力」強化

問題点

- ◆ 変化対応力が発揮されにくい、同質で一様なバックグラウンドをもった経営陣。社外・独立役員導入の遅れ。
- ◆ 機関設計の選択肢が限られ、執行と監督を分離・分掌 しにくい。ガバナンスに合理化・効率化の余地あり。

提案

役員構成の多様化と選任メカニズムの多層化

- 社外・独立役員要件の見直し
 - ~ 一定期間経過後は社外・独立役員に選任できるよう にして人材の幅を拡大。
- 従業員選任役員制度の検討
 - ~ 企業内組合の現状ゆえ、経営陣に対する監視に萎縮 しないか等、一律な義務づけには慎重な検討が必要。

取締役会によるガバナンス

● 機関設計の柔軟化

- ・機関類型の選択にかかわらず指名・報酬その他の委員会を任意に設置可能とすることで、執行と監督の分離分掌を促進。
- ・社外が過半数を占める委員会を設けた場合には総会決 議事項を委員会決議とするなど、メリットを拡大。

監査役によるガバナンス

・「合同監査委員会設置会社」(仮称)では、監査役が取締役を兼任可能にし、監査を人事・報酬に反映させる。

株主によるガバナンス

- ・無記名投票などで機関投資家の権利行使を保護。
- ・株主総会運営のデフォルトルールを明文化。
- ・総会のネット中継、サイバー総会の開催を可能にする。